【会員用】AI 流通革命 3.0 研究会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、AI 流通革命 3.0 研究会(以下、「本会」という)と称する。

第2条(目的)

本会は、以下の4点を目的とする。

- ①変化するお客様のニーズにきめ細かく対応し、楽しく働きながらお客様の満足を実現すること
- ②IT を積極的に活用すること
- ③流通業全体が一体となること
- ④社会に貢献すること

第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。なお、本会の活動は本会の目的に賛同する団体と共催することができる。

- ①セミナーを開催し、先進事例の紹介・分析・研究内容の報告を行う
- ②会員が情報共有していく中で、具体的な実験を進められるようにする
- ③先進事例、実験結果のデータを可能な限りオープンに提供する
- ④小売業・取引先・IT 企業が実験を行えるよう支援する

第4条(事務局)

- 1、本会の事務局を株式会社リテイルサイエンス(以下、「当社」という)内に置くものとする。
- 2、事務局は、本会の運営全般をおこなう。
- 3、事務局の人員構成は当社が定める。

第2章 会員

第5条(会員資格)

本会の会員は次の2種類とする。

- ①本会員(小売業に属する者)
- ②賛助会員(小売業に属さない者)

第6条(入会)

本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、事務局の承認を得なければならない。

第7条(会員)

- 1、会員は、AI 流通革命 3.0 研究会会則(以下、「本会則」という)を遵守しなければならない。
- 2、会員は、所定の入会申込書を提出した時点で、本会則の内容に同意したものとみなす。
- 3、会員は、所定の入会申込書を提出し、事務局による入会の承認を得て、会員が年会費を納入した時点で会員としての資格を得るものとする。
- 4、会員資格の有効期限は会計年度末までとする。但し、会員資格の喪失がない限り、会員資格は自動的に継続するものとする。
- 5、会員は、退会を希望する場合、所定の退会届を事務局に提出して退会することができる。但し、年度の途中で 退会した場合であっても、既に納付済みの年会費は返還しない。

第8条(会費)

- 1、会員は別途定める年会費を支払わなければならない。
- 2、会員は、年会費を年度開始月の末日までに納付する。なお、会員登録初年度については、年会費について 事務局が承認を行った月の翌月までに納付しなければならない。

第9条(会員の権利)

会員は次の権利を有する。

- ①年数回開催されるセミナーへ参加すること
- ②本会サイトを通じて流通業に関する情報を入手すること

第10条(会員の義務)

- 1、本会を通じて取得した実験等による成果物や個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)等の情報(以下、「成果物等の情報」という)について、会員はその保護のために予防措置を講じ、情報の取扱いには細心の注意を図るとともに、必要とされる者のみがアクセス可能とすることで、情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、ウィルス感染等の防止に努めなければならない。
- 2、会員は、本会の書面による事前の承諾のない限り、成果物等の情報を、如何なる第三者にも開示、漏洩してはならない。
- 3、会員は、本会より受領した成果物等の情報を本会活動の目的にのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
- 4、会員は、第2項の規定に従い、本会の書面による事前承諾を得た第三者に成果物等の情報を開示する場合、かかる第三者に本会則に規定されているものと同等の情報保護義務を課すものとし、かつ、当該第三者の行為について本会に対して連帯して責任を負う。
- 5、会員は、自社の役員・従業員に対する成果物等の情報の開示については、当該成果物等の情報を必要と する業務を遂行するために必要かつ最小限の範囲の者に限定しなければならない。
- 6、会員は、成果物等の情報につき、本会の書面による事前承諾を得た第三者又は自社の役員・従業員により 不正に開示された場合、または、その恐れがある場合には、次の各号の措置を行わなければならない。

- ①当該情報開示者に直ちに通知すること
- ②当該情報開示者と協同して成果物等の情報の保全に努めること
- ③不正開示等の再発および拡大防止のために必要且つ合理的な措置を講じること

第11条(成果物等の情報の取扱い)

- 1、成果物等の情報は作成に関与した者および本会に帰属する。帰属割合については寄与度に応じて決する。
- 2、当社は本会を通じて取得した成果物等の情報を開示・使用することができる。

第12条(反社会的勢力の排除)

会員は、自己(代表者、役員及び実質的に経営に関与する者も含む。)が暴力団、暴力団関係企業、総会 屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

第13条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失する。但し、年度の途中で会員資格を喪失した場合であっても、既に納付済みの年会費は返還しない。

- ①所定の退会届を事務局に提出した時
- ②本人が死亡または失踪宣言を受けたとき
- ③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理 手続開始の申立等の事実が生じた場合
- ④除名されたとき

第14条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断した場合、会員を除名することができる。

- ①本会則に反した時
- ②本会の運営を妨げたとき
- ③本会または他の会員に迷惑・損害を与えたとき
- ④本会を利用したセミナーやコンサルタント等の活動等を行ったとき
- ⑤催告をしたにもかかわらず合理的な期間内に会費の支払をしないとき
- ⑥公序良俗に反する行為を行ったとき
- ⑦第 12 条に違反したとき
- ⑧その他、事務局が除名が相当と判断したとき

第15条(本会及び当社の免責)

1、会員は自己の責任により本研究会の諸サービスを利用するものとし、会員につき生じた損害について、本会 (事務局を含む。本条において以下同じ。)及び当社は自己の故意または重大な過失による損害であることが 明白な場合を除き、賠償義務を負わないものとする。

- 2、本会または当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ当該事由が生じた日を含む月の前月末日を起算日として過去 1 年間に会員が本会に支払った年会費の金額を上限とする。
- 3、会員は、会員間、あるいは会員と第三者間で本研究会の利用について紛争が生じた場合には自己の責任と 負担で当該紛争を直接解決するものとし、当該紛争について本会及び当社は免責され、一切関与しないものと する。

第16条 (拠出財物の返還)

会員が納付済みの会費及びその他の本会に納付した財物は、返還しない。

第3章 会計・本会則の変更・解散

第17条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第18条(本会則の変更)

- 1、本会則の内容は事務局の判断により任意に変更できるものとする。
- 2、本会則を変更する場合、事務局は、変更後の本会則の効力発生日の2週間前までに、本会則を変更する 旨及び変更後の内容とその効力発生日を本会サイトに掲示する。
- 3、変更された本会則の効力は、変更後の本会則が本会サイトに掲載された時より生ずるものとする。

第19条(本会の解散)

本会の解散は事務局の判断により行うことができるものとする。

第4章 補則

第20条(細則)

その他、本会の運営上必要な事項に関しては事務局の判断により決することができるものとする。